平成２４年（フ）第５６２号
京都府城陽市寺田丁子口52番地
債務者　谷村建設株式会社
代表者取締役　谷村　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　英幸
4　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後３時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
岩手県奥州市水沢区中田町５番40号
債務者　有限会社英恵
代表者代表取締役　千葉　祐正
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２５１号
岡山県倉敷市児島味野4047番地
債務者　綾野建設株式会社
代表者取締役　綾野　純雄
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薬師寺隆史
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻148番地１
債務者　千葉　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第５５号
福島市瀬上町字四斗蒔12番地の７　Ｐ・Ｓビレッジ102
債務者　近藤　智洋
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀合　郁雄
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１４３号
愛媛県松山市竹原４丁目２番15号
債務者　三好　　徹
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　紀行
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目22番49号
債務者　谷口　　博
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９２号
兵庫県西宮市上田中町16番21―402号
債務者　堂馬　正彦
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９５０号
北九州市門司区下二十町７番５―506号
債務者　井山　孝雄
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中藤　　寛
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７号
青森県弘前市大字浜の町西３丁目９番地５
債務者　木村　祐嗣
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田健一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１３２号
青森市妙見３丁目１番20号
債務者　工藤　敏雄
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
茨城県日立市日高町２丁目８番２号
債務者　増子美智枝
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻148番地１
債務者　千葉　祐正
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第３８７号
東京都小平市津田町２丁目25番24―４号
債務者　内田　　信
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９０号
東京都足立区東綾瀬２丁目４番３―301号
債務者　告　　眞一
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　亮二
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係